

University Academic Repository

中小企業会計基準に関する一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-10-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高木, 泰典, タカギ, ヤスノリ, Takagi, Yasunori メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/263

研究論文

中小企業会計基準に関する一考察

A study on financial reporting standard
for small and medium-sized entities

高木 泰典

Yasunori TAKAGI

<要 約>

中小企業会計基準の最近の論議は、その本質的論議をよそにして、国際会計基準を適用した場合の企業負担の問題のみに集中している。確かに、公正価値会計、年金会計、税効果会計その他もろもろの課題は、中小企業にとっては負担が大きいことは確かなことであるが、だからと言って、負担の論議から国際会計基準の適用の仕方を論ずるのはおかしい。本来の論議からすれば、負担でなく大企業と中小企業の資本特性を検討し、その上で、中小企業会計基準が国際会計基準に適合しうるものであるかを論議するものでなければならない。国際会計基準が企業の視点に立つ会計基準であれば問題はないが、一定の分析力を持った投資家のための企業価値評価の会計基準であるとするれば、中小企業会計基準の国際基準化は論理的に見て矛盾する。本論稿では、大会社会計基準と中小企業会計基準に共通の画一型会計基準（シングルスタンダード）を採用してきた制度のあり方についての批判的考察を行い、選択基準、最適基準の立場から細記型会計基準（ダブルスタンダード）の正当性を検討した。

<キーワード>

中小企業会計指針批判、画一型会計基準、細記型会計基準、選択基準、最適基準、資本特性、閉ざされた資本、開かれた資本、企業の視点、一定の分析力を持った投資家の視点、IASBの圧力、理論と実践規範との緊張関係の崩壊

1. 中小企業会計基準の骨子と批判

大企業会計基準と中小企業会計基準は、別個独立の基準とすべきか、それとも中小企業会計基準は、大企業の会計基準の簡略版でよしとすべきかについて本格的議論のないまま中小

会計基準は安易に大企業会計基準の簡略版と考えられてきた。日本の中小企業会計指針も、中小企業版「国際財務報告基準」（いわゆる、中小企業版 IFRS）も共に、中小企業会計基準は、大企業会計基準の簡略版として制定されている。後に述べる選択基準などの論議をしなくても、本来、大企業と中小企業では、資本の性格を異にしているため、両者の会計基準は異なってしかるべきであると思われる。企業会計原則が絶対的実務の規範であった時代にも、中小企業版の会計基準を独自に制定すべきだという意見も聞かれた。しかし、企業会計原則は、企業の立場に立った会計基準であり、経営効率としての利益の開示を大きな課題としてきた。企業会計原則に見られるような伝統的会計学いわゆる動態論は、表計算は損益計算であり、裏計算は資本維持計算である。表計算の骨子は、原価主義、原価配分、費用収益対応、原価実現、純利益決定であり、損益決定のための損益計算書重視であり、企業の立場に立った経営効率の測定に関心が置かれた。裏計算は企業の立場から企業維持を論ずるもので、費用の大きさを決定する領域であった。ドイツの伝統的会計学に云う動態論は、今日では、収益・費用観と云われるが、企業会計学であり、評価も無評価主義的原価主義が採用され、原価は、そのまま入帳価格となるため、中小企業会計基準は大企業の会計基準の簡略版と考えるても、比較的抵抗感がなかったように思われる。

国際会計基準は、現時点では、収益・費用観と資産・負債観の複合型の妥協の産物である。これにより、未実現の評価を解決する方策として、皮肉にも包括利益の概念が利用されている。包括利益とは当期純利益と「その他の包括利益」の合計額を意味することから、伝統的会計学の収益・費用観により利益概念が維持され、一方、従来の利益概念に含まれない資産・負債観による会計処理で認識される純資産の変動額を「その他包括利益」として貸借対照表の純資産の部に表示させて、実現利益と未実現利益の課題の多くが処理されている。しかし、国際会計の目指すところは、国際的投資環境の整備のための会計基準であり、そのよって立つ視点は投資家、それもプロの投資家、さらには投資ファンドのための会計基準であり、視点を変えれば、皮肉な表現をすれば、企業買収・企業結合に都合のよい会計基準と考えても過言ではあるまい。事実、(討議資料)「概念フレームワーク」では、情報の受け手である投資家を、「一定の分析力を持つ投資家」と定義づけている。市場の効率性を前提とするため、分析能力を持たない投資家は情報仲介者を介在すればよいとしている。また、財務報告目的は、企業価値評価の基礎となる情報としている。ここで描かれる会計は、もはや、企業の立場は薄れ、企業の視座に基づく会計ではなくなっている。会計学は本来、企業会計学であったはずであるが、今や、投資家のための、それも、プロの投資家のための企業価値評価という会計学に変貌し、企業を視点とする企業会計学は姿を消している。

ドイツ主流の会計理論の類型は、動態論と静態論であったが、アメリカに端を発する会計革新では、動態論を収益・費用観と呼び、これと対立する会計観を資産・負債観と呼んでいるが、この思想の下で制定された会計基準の骨子は、公正価値、時価実現、包括利益、企業価値評価のための貸借対照表重視である。概念フレームワークも国際会計 (IFRS) も、会計

の新憲法を謳い上げ、その目指すところは公正価値による企業価値測定の論理構成を採用している。このような会計観は、はたして、中小企業会計基準と論理的整合性があるか疑問である。中小企業の資本の性格は、閉ざされた資本であり、大企業のような開かれた資本とはその性格を異にする。企業会計は2つに区分され、その1つは財務会計であり、他は管理会計である。本来、財務会計も企業会計である以上、企業の立場からの会計であるべきであるが、公表会計という特性の行き着くところは、企業の立場ではなく、会計情報の受け手の投資家、それも一般の投資家を除く、一定の分析力を持った投資家いわゆる、プロの投資家、投資ファンドの立場に立つ会計となってしまう。こうした会計及び会計基準の変化によって、今日、大企業会計基準の考え方と中小企業会計基準の考え方に大きなギャップが生じたのである。だからこそ、今騒がれている負担の論理は、末梢的論議であって、本質的論議ではないと考えられる。国際会計基準審議会（IASB）の基準は、原理原則主義であるため、かつて見られたような豊穡な会計理論の展開を圧迫し、会計理論と実践規範としての会計基準との間に緊張関係は存在しない。そのため、IASBの圧力は強大なものになっている。中小企業会計基準は、親子連結などの一部企業を除き、IASBの企業価値会計とは異なっており伝統的損益計算原理に重点を置くものであるから国内基準とすべきであり、大企業会計基準とは別個独立の基準にすべきである。しかしながら、「中小企業会計指針」が制定された当初は、適正な財務諸表を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なくあくまでも1つであるべきだという考え方が有力であった。大企業会計基準と中小企業会計基準は、同一であるという主張の論拠は、日本公認会計士協会の一例で見ると、同一の取引及び経済事象の認識及び測定のための基準には、会社の規模の違いは反映されるべきものではなく、また、二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれると考える。こうした公認会計士協会の研究報告書²⁾を受けて、中小企業会計基準の在り方の方向性が決定したといっても過言ではあるまい。選択基準やフォーミュラ・アプローチの考え方が唱えられている時代に、本質的な資本の論理や企業の論理を究明しなかったことのツケが今まさに問われている。

2. 中小企業会計と公正価値

大企業は、経営と資本が分離し、資本は開かれた存在であり、将来の投資家を含む移動株主、投資ファンドの側面から規定される。悪く云えば、プロの投資家、さらに悪く云えば、投資ファンドに視点を置いた会計であるから、国際的な金融・投資環境を整備するための企業価値会計が重視されるわけである。しかし、一般に、中小企業は、資本と経営が非分離で、株式は非上場であるから、資本は、現在の株主の持分のみが問題となる企業形態である。したがって、資本は閉ざされた存在であるから、現在の株主以外の将来の株主を含む機関投資家などの入り込む余地はない。中小企業のこのような閉ざされた資本の特性からすれば、国

際的な投資環境を整備するという論理に結びつくことはないので、企業価値計算は意味を持たない。大事なものは経営効率を示す利益概念、それも原価実現概念である。このような性格の中小企業に、大企業と同じ会計基準がたとえ簡略版とはいえ採用されようとしているのが不可思議である。さらに企業価値計算を行うための時価評価の内容については議論や疑点の多い領域である。このような時価を、中小企業に慌てて採用する意味がどこにあるのであろうか、疑問に思える。最近では、武田隆二の遺言とまで言われる、貨幣性資産には時価の適用はありうるが、費用性資産には時価はその属性から存在しえないという主張まで聞かれるようになってきている³⁾。時価の拘束性、時価の非拘束性の論議は阿久津圭一以来よく論議されてきた⁴⁾。使用価値のある費用性資産は、企業が保有した段階で、市場価格の拘束が解除されるという議論である。

IFRSの公正価値という時価は、本当に中小企業に採用可能なのか疑問がもたれる。入口価格、出口価格、客観的公正価値、主観的公正価値の論議を経て、FASBは、公正価値には次の3つのレベルのものと表明した。(157号、後の号で一部修正) レベル1は、活発な市場がある資産・負債に関しては、公表価格をそのまま用いる。レベル2は、レベル1の公表価格が入手不能の場合は、①類似資産・負債の価格を用いる。②過去に成立した市場取引があれば、その市場価格とする。レベル3は、レベル1とレベル2が不可能の場合、次の2つの方法がとられる。資産の買い替えのコストから時価を測定する方法と、将来のキャッシュ・フローや将来の利益を基に測定する方法とがある。中小企業に果たしてこのような複雑な公正価値の評価を求めることが、経済的負担と実務の実効性から果たして必要であるだろうか。企業の立場、企業維持の立場からする会計学、特に、実体維持論は、個別物価指数換算会計という特質を持っていた。そのため、時価は、個別物価指数換算という極めて明快な時価論であったが、それでも企業のコスト負担、実務の実効性の面から反対された。企業の立場の会計が消滅し、かわってプロの投資家重視の会計に取って代わると、まず、資産評価のテコとして使用価値概念が登場し、有価証券は使用価値が存在しないから、時価を適用すべきであり、他の資産は使用価値が存在するから時価評価は必要ないという見解が主張された。貨幣性資産に時価は認められるが、費用性資産には時価は認めるべきでないという見解は、ここで用いたテコ概念からきているものである。ところが、その後、費用性資産にも時価の「上げ」「下げ」のうち、上半身の「上げ」が切り取られ、下半身の「下げ」に相当する減損会計が主張されるようになっていく。単一尺度でないレベル1、レベル2、レベル3に区分けされた時価論を果たして中小企業に要求することは妥当であろうか、不可思議である。

時価には、泣きどころもある。かつて、時価論が問題になった時、時間的時価と空間的時価が話題になったことがある。時間的時価とは、今日の価値ということで、会計学はこの時価については、簡単に対処できると考えていたが、空間的時価、いわゆる、場所的時価については、克服できるかどうかは謎のまま積み残され、そのまま放置されてきた。時価には、

地域格差がありその内容は異なっている。完全公正価値会計を掲げる時価会計には、このような課題まで積み残されている。時価会計には克服できない欠点があるにも拘わらず、国際的投資環境の整備の下で公正価値が導入されるその目的と閉ざされた資本の論理に基づく中小企業会計基準にまで、これを取り入れようとするのは、所詮、無理であろう。

3. 中小企業の会計に関する指針

平成 14 年から中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会が、それぞれ、中小企業の会計に関する研究を始めた結果、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成 14 年 6 月）、日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」（平成 14 年 12 月）、日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（平成 15 年 6 月）の 3 つの報告書を平成 17 年 8 月に統合し、「中小企業の会計に関する指針」いわゆる、「中小企業会計指針」として公表した。この「中小企業会計指針」は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の 4 団体の協議により作成されたものである。なお、金融庁、法務省、中小企業庁もオブザーバーとして参加して作成された指針である。「中小企業会計指針」は、商法の規定の「公正なる会計慣行を斟酌すべし」の会計実務基準としての役割を果たしてきた。会社法においても、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」という規定の実践基準であることは間違いないことである。会社法の下での「中小企業会計指針」は、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するための拠りどころとなっている。

平成 18 年には、早々と、「中小企業会計指針」の国際会計基準化のための改正が行われた。企業会計基準委員会（ASBJ）基準と会社法関係、特に、貸借対照表の純資産の部の表示、株主資本等変動計算書、注記表、組織再編の会計など会社法関連の改正事項が盛り込まれた。

平成 19 年に、「中小企業会計指針」の一部改正が行われ、「金融商品に関する会計基準」（金銭債権）と「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に対応した見直しが行われた。平成 19 年の改正のポイントも、国際会計基準の資産の実在性の考え方を取り入れた改正である。

平成 20 年 5 月の改正では、リース取引に関する会計基準、棚卸資産の評価に関する基準に対応したものである。この改正のポイントは、次の 2 点である。いずれも、負担の軽減措置は取られているものの国際会計基準に沿うものである。

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号）の原則売買処理基準の規定に対し、中小企業会計指針では、中小企業の負担を考慮して、所有権移転外ファイナンス・リースについて、借り手側が「通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う」ことを認める改正を行った。ただし、未経過リース料は、注記することにした。さらに、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号）では、原価法と低価法の選択適用が廃止され、時価の下落を反映させる方法に一元化されたが、中小企業会計指針では、中小企業の負

担を考慮して、金額的重要性がない場合は、従前の原価法も認めている。

平成21年1月に、中小企業会計指針21年度版を公表し、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準に関する会計基準」に対応する会計処理の見直しを行い、収益の認識基準として、工事進行基準のみが示された。担税力のない中小ソフトウェア業界から工事進行基準は未だ、時期尚早であり、工事完成基準も認めてほしいという要望は、認められることはなかった。この改正も国際基準に沿うものである。IFRSは、一定の分析力を持った投資家の論理であって企業の論理ではない。ようやく、経済不況がささやかれるEUで、企業家の反発もあり、工事進行基準の採用にIASB自体が揺れ出している。会計基準に企業の論理を受け入れないできたIFRSとの戦いが始まったとみると、IFRSに弱いこれまでの、日本の対応が嘆かれる。

平成22年3月に、国際基準に沿う「資産除去債務に関する会計基準」「企業結合に関する会計基準」に対応した会計処理の見直しが行われた。

平成17年に「中小企業会計指針」が制定されて以降、「中小企業会計指針」は、IFRSとのコンバージェンスを中心に行われてきた。その結果、今後の動向として考えられることは、「中小企業会計指針」を、中小企業版IFRSに揃えるか、さらには、「中小企業会計指針」を廃止して、中小企業版IFRSに置き換えるか、海外取引を行っている中小企業や海外からの資本の受け入れをしている中小企業は中小企業版IFRSを適用し、国内取引のみの中小企業は確定決算主義でいくか、いま、大きな岐路に立たされている。ただ、金融庁は、中小企業の国際基準化はないと文書公表している。これをそのまま信じれば、中小企業版IFRSの選択肢はないとみてよい。もし、中小企業IFRSの日本採用がなければ、一層、重要性を増すのが、「中小企業会計指針」である。

中小企業版IFRSのアダプションの脅迫感から、今やっと、中小企業の負担の軽減に取り組み始めた。金融庁も、本年4月23日に、慌てて、異例の文書公表を行い、非上場企業は国際会計基準の適用なしと宣言をしている。ことの真意はともあれ、国際会計は国際的投資環境の整備を錦の御旗とする。開かれた資本の会社は、資本と経営が分離し、移動株主を含む機関投資家、投資ファンドの論理である企業価値計算と適合するとも云いうる。しかしながら、閉ざされた資本の会社は、資本と経営が一致し、資本とは現在の株主により充足されているので、「中小企業会計指針」は、企業の立場に立った会計基準でなければならない。だからこそ、シングルスタンダードでなく、企業の特性格会計、ダブルスタンダード、あるいは、マルチスタンダードを、今、真剣に考えなければいけない時が来ているのではあるまいか。IASBの外交戦略、外交攻勢は、したたかである。遅れをとると、日本の会計、特に、保護しなければいけない中小企業の会計が、正常に機能しなくなる恐れがある。最近では、一般紙ですら、国際会計基準を採用した場合の非上場企業の会計負担を最小限にという記事を掲載するようになってきている。読売新聞（2010年4月8日朝刊）には、「非上場の中小企業の多くが海外展開や国際的な資金調達を行うことはまれで、外国人株主も少ない。国内外の幅広い投

資家の目を意識して時価会計の導入が進む会計基準の国際化は『必要性を感じない』との根本的な疑問が指摘される。」とまで論評されるに至っている。さらに、同紙は、①上場企業3,900社、②金融商品取引法開示企業1,000社、①、②以外の会社法大会社10,000社は、国際会計基準をそのまま適用、中小企業については「中小企業会計指針」の適用を受けると指摘している。「中小企業会計指針」を、中小企業の資本特性に見合う基準に思い切って改正あるいは作り直しをしなければならない。幸い、中小企業庁も「中小企業の会計に関する研究会」を中小企業庁内に復活したことであるから、イギリス、ドイツ、フランスに見習いIFRSの影響を排除し日本独自の基準作りを急ぐべきである。それは、中小企業の特性に合った会計基準を制定することに尽きる。

4. 中小企業版「国際財務報告基準」

第2次世界大戦以前から断片的ではあるが、アメリカで研究が進められてきた国際会計の研究は、1960年代に、にわかに活発化し、AAA（アメリカ会計学会）においても、ミューラーを委員長とする国際会計委員会（Committee on International Accounting）を設置し研究を進めてきた。同委員会から1967年、中間報告の形式で、「国際財務報告とAAA基礎的基準」が公表されている。エポックメイキングなのは、何といても、1967年のミューラーによる「国際会計論」の出版である。ミューラーは、経営に関する国際的共通言語としての会計を模索しグローバルスタンダードとしての統一会計制度の研究を行った。その後、実態調査による各国の比較会計制度論の活発な論議を経て、国際会計基準委員会（IASC）の立ち上げとともに、今日の国際会計制度が確立されてきた。会計は、言語であるから世界の共通言語としてのグローバルスタンダードを作る意義は極めて大きい、その内容が問題である。会計数値は目的量であるため、真実の名の下に会計目的に応じてその内容は変化する。会計は真理でなく真実を追求する学問であり、その真実とは、ある事実を解釈した結果である。一定の分析力を持った投資家すなわち、プロの投資家、投資ファンドの立場から、企業価値計算が選択されるとそれも真実ということになり、こうした会計目的を決定し、評価体系を作り上げる審議会の役割は極めて重要になる。大企業に国際会計基準が採用されるのは良いが、中小企業にまで影響を及ぼすのは問題である。国際会計基準審議会（IASB）は、完全版「国際財務報告基準」（Full IFRSs）に対する中小企業版「国際財務報告基準」（International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities, IFRS for SMEs）を2009年7月9日に公表した。2003年からIASBでは、中小企業版のIFRSの論議が展開され、その結果、中小企業版IFRSの作成が行われることになった。中小企業版IFRSは、ASBJによれば、世界中の中小企業との広範な協議を伴う5年の開発過程の成果であるという。中小企業版IFRSは、完全版の簡略化、中小企業に関連する項目以外は排除、複数のオプションの簡略化を行っている。国際基準が、国際的な金融・資本市場

のインフラ整備であるという理念は、完全版でも中小企業版でも変わることはない。中小企業の会計基準がなぜ、国際的な金融・資本市場の整備のためのインフラ作りの理念に適合するか極めて疑問である。

注意を促そう。ここに、IASBの狡猾的戦略が見え隠れする。それは、完全版と中小企業版とは、独立した基準であることである。これは、一見、合理的と考えられるが、中小企業版IFRSは、完全版IFRSと切り離されているため、完全版を採用していない国でも、中小企業版の採用は出来ることである。中小企業版の国際基準の必要性を疑問視する向きも多いが、IASBの戦略からすれば、大企業の国際会計化は、おおむね果たされてきたため、中小企業にも統一の会計基準を作成する戦略に駆られたものと思われる。IASBは、国際会計を世界のグローバルスタンダード化するための強力な外交戦略、外交接触をこれまで行ってきた。アメリカが当初、指導権を握っていた時には、ドイツ、フランスは文化、経済、伝統の違いをアピールし、強力に国際会計基準の採用を拒んできた。EUが統合化されると、通貨の統合と会計制度の統一が錦の御旗になりEU基準としての国際基準の導入に踏み切った。その後のEUは、アメリカの力の及ばない国々に国際会計基準の採用に踏み切るように働きかけをおこなった。自国で会計基準を制定する能力のない国々のため、中小企業版IFRSを制定し、その手助けをしているというIASBの云い分は、まさに、小国には、中小企業版IFRSの採用をというIASBの姿勢は、完全版と併せ、国際会計基準を全世界に広げる意図が見え見えである。日本は、こうした状況を見ながら何年手をこまねいてきたか。「中小企業会計基準」は平成14年から研究を進め、平成17年には「中小企業会計指針」として制定された。その後の改定は単に国際化が課題であって、「中小企業会計指針」は大企業会計基準の簡略版以上の意味を持たされていない。単純に国際会計化が受け入れられる企業と、そうでない企業の区分を認識することなく、日本の「中小企業会計指針」は、同一取引には同一処理という考え方をかたくなに守ってきた。

IASBは、中小企業版IFRSは零細企業（micro entities）にも適切性があると主張しているが、日本も遅ればせながら、非上場会社の会計基準のあり方を検討するための、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（座長 安藤英義）の立ち上げが行われ、2010年7月をめぐりに基本方針がまとめられ本年度末までには会計基準化される運びになった。そのメンバーは、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、日本会計基準委員会である。概念フレームワークやIFRSが、企業の立場を取り戻した会計基準にならない限り、「中小企業会計指針」は大企業の会計基準から独立させて、中小企業の特性に合う会計基準を作らなければならない。そのためには、現在日本が対応しようとしている負担の軽減という考え方からの切り替えが重要で、会計の基本に立って資本特性に見合うダブルスタンダードの採用に踏み切るべきである。

5. 細記型会計基準（ダブルスタンダード）の妥当性の検討

(1) シングルスタンダードとダブルスタンダード

大会社の会計基準を中小企業にそのまま適用することは、実務の実行性、経済性、会計知識不足とその教育などで中小企業に過重の負担をかけかねない。中小企業の特徴から、大企業会計基準と別の中小企業会計基準の制定を望む意見も多い。現に、IASBの中小企業版IFRSが公表される直前まで、多くの国で、中小企業版会計基準を制定すべきか論議が交わされていた。中小企業会計基準は、大企業会計基準と別個に作成するという見解の下に、1997年11月のイギリスの会計基準審議会の「小規模事業の財務報告基準」(Financial Reporting Standard for Smaller Entities)は作成された。(これについては日本会計研究学会の課題研究報告がある⁵⁾。)よく云われる、「大人には大人の洋服を、子供には子供の洋服を着せるべき。」という言葉は、「子供には、Sサイズの洋服を着せるな。」と読み替えることができる。この意味するところは、シングルスタンダードでなくダブルスタンダードにすべきであるという主張である。会計学や会計基準が、企業の立場を取り戻せないのなら、企業の資本特性別にダブルスタンダードを進める論理こそ次に示す選択基準、最適基準などの論議に隠されていると思われる。

(2) 選択基準、最適基準、フォーミュラ・アプローチ

資本の論理に基づく規模別のダブルスタンダードを提唱してきたが、これの支えとなる理論は、状況別の会計処理についての次の主張に見られる。今までは、経理自由の原則の見返り条件として、継続性が真実を保証する絶対条件になっていた。しかしながら、正当な理由があれば継続性を破棄することができるが、その正当な理由には、企業規模、業種の変更も含まれる。状況の変化により、会計方針が変更された場合は、むしろ変更する方が適正な財務諸表の作成が可能になることが多い。状況変化は採算状況であってはならないが、業種の変更、企業規模の変更、置かれた企業の状況はまさにこれに属する。ならば、この理論を応用すれば、かたくなに、同一取引には、同一基準をと主張することなく、規模別、状況別基準の正当性は、1つの応用形態として論理的に立証しうることになる。ダブルスタンダードのほかに細記型会計基準という用語を用いてきたのは、状況別基準の存在を認めるからである。こうした考え方の先鞭を切ったのは、昭和49年第33回日本会計研究学会全国大会(札幌大学で開催)での飯野利夫の研究発表である⁶⁾。企業の会計方針は、状況の変化があれば、変更することが適切な財務諸表を作成するためには必要であると、彼は主張する。状況別会計基準は、当然、企業の規模、企業の資本の性格などの企業実態に即した状況を考慮したマルチスタンダードあるいは、ダブルスタンダードの会計基準を制定することの可能性を認める理論と考えることが出来る。企業規模、企業実態、置かれた環境、置かれた状況別の会計

基準を設けることは、固定的画一的会計基準を設けるより理想形に近い⁷⁾。こうした考え方を採用すると、大企業の会計基準も中小企業の会計基準も画一型の同一基準と堅苦しく考えるのは、もう時代遅れの理論と考えられる。最近になって、武田隆二は、継続性の適用方法の画一性を解決する1つの方法として、フォーミュラ・アプローチを主張している⁸⁾。このフォーミュラ・アプローチとは、企業の自主的判断に基づき妥当性をもつと考える方法を選択させという考え方である。こうした考え方が、先程の「大人には大人の服、子供には子供の服」すなわち、大企業と中小企業のダブルスタンダードの考え方が出てくる。このように見えてくると、シングルスタンダードすなわち、画一的会計基準から脱却し、ダブルスタンダードの細記型会計基準を制定するための理論的根拠は既に与えられていると思われる。

結 論

会計は、真理を追求する学問ではなく、真実を追求する学問である。真実とは、ある事実に対する解釈の結果である。会計事実について企業の立場から収益力という解釈がなされると、会計目的として損益計算が重視される。また、会計事実に対し投資ファンド志向の解釈からは企業価値計算が選択される。それぞれの目的から、会計数値が決定されるので会計の数値は目的量といわれるのはこのためである。目的は事実に対する解釈から生まれる。しかし、事実に対する解釈の視点が、ステークホルダーのうち特定の者に固定されるのは好ましくない。会計は改めて企業の会計であることを認識しなければならない。20世紀の時代は、理論と実践規範との間にある種の緊張関係が存在していた。会計理論は厳然と存在し、会計基準の形成に深くかかわりを持っていた。ところが、今日の会計学をみると、審議会や委員会が理論領域にまで手を広げ、理論と実践規範が一体化された状態で1つのルールを制定している。IASBの原理原則主義はまさにこれである。したがって、会計事実に対する解釈は、理論領域と実践規範との緊張関係のないまま形成されるので、独善的になることも多くみられる。会計学も、法解釈学のように、審議会で制定された会計基準の解釈学になりつつある。ケルン学派、フランクフルト学派のように、理論を競い、その中から実務の実効性のあるものを抽出し、逆に、会計慣行の中からパラダイム形成されたものを実践規範としてきた。したがって、実践規範としての会計基準は、比較的、企業に受け入れやすいものであった。中小企業にとっては、会計革新の論理は、無理である。中小企業の真実な会計とは、企業の立場に立った原価実現、経営効率としての利益の測定を規定する会計基準でなければならない。日本公認会計士協会が、中小企業IFRSに対するコメントで、「IASBが採用したアプローチには同意するものの、いわゆる『零細企業 (micro entities)』にも適切だとするIASBの見解には疑問である。」というあいまいな声明には、さらに、疑問であると返答をしたい。国際会計を中小企業に対し、完全採用に踏み切るか不完全ながら採用となるか、ダブルスタンダードでいくか審議会や国の政策はあまりにも時間をかけすぎた。国際会計のみが進化した会計との思いが強すぎたのではないか。資本の質が違えば会計のメカも異なるのは当然である。

プロの投資家のために会計の精度を増すという論理から企業価値計算への思い込みが強く表れ、肝心の企業会計である企業の立場が後退している以上、中小企業にとって IFRS は、とても受け入れがたい基準である。規則がない場合、企業と各ステークホルダーの間の誰かが勝者になり、誰かが敗者になる。規則の改正がある場合も同様である。ましてや、新たに規則が出来る場合は、勝者と敗者の差は大きくなるのが宿命である。経済が金融資本にシフトすれば、経済の上部構造としての会計は、否応なく、投資家それもプロの投資家、投資ファンドのための会計へと変貌し、そのための規則が作られる。自然言語に対しての特殊言語、記号言語の性格を持つ会計言語が、世界の統一言語になることは望ましい。しかしながら、中小企業の資本の特性を無視し、中小企業の会計に適合しない会計基準を押し付けるのは好ましくない。

注

- 1) 一般には、収益・費用アプローチ、資産・負債アプローチという表現が用いられている。revenue and expensive view, asset and liability view の view は、ドイツ会計学で伝統的に用いられてきた Auffassung (観) のことである。したがって、伝統的会計学の用語法を用いれば、観と表現するのが正しい。用例を示すと、Bilanzauffassung (貸借対照表観) などがある。Auffassung (観) から Lehre (論) さらに Theorie (理論) へと昇華する関係にある。
- 2) 公認会計士協会、会計制度委員会研究報告第 8 号「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」において、「同一の取引及び経済事象の認識及び測定の見準には、会社の規模の違いは反映されるべきものではない。会社の規模によって異なる認識及び測定の見準によって表示された財政状態及び経営成績には、単なる会社の規模の違いだけでなく、基礎的概念の違い (例えば、発生主義対現金主義、時価法対原価法) まで混在しているため、それらを同じレベルの品質及び性質の情報として、企業の経営実態の把握・分析、企業間比較その他の目的に利用することができない。二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる。」としている。2003 年 6 月、P.4
- 3) 河崎照行、古賀智敏、坂本孝司、高田順三、石岡正行、追悼座談会「武田隆二先生が遺されたもの」(後篇)「会計基準設定への提言に託した 21 世紀の企業会計のデザイン」TKC、NO.437、2009 年 6 月、PP.16~24
- 4) 拙稿、「時価の拘束性—阿久津学説に対する私の理解—」、千葉商大論叢第 38 巻第 1 号、2000 年 6 月、PP.1~20
- 5) 日本会計研究学会、課題研究委員会報告、『中小会社会計基準に関する基本研究』—特に、英国の小会社会計基準 (FRSSE) を巡って—、2003 年 9 月、PP.1~234
- 6) 飯野利夫、「会計方針の開示をめぐる諸問題— (IAS 第 1 号) を中心として—」、「会計方針とは、...中略...適正な財務諸表を作成するに当たって、『その時の状況の下において適切である』との判断のもとについて適用された会計処理の原則および手続にほかならない。状況が変化すれば、その時に於いて適正な財務諸表を作成するのに役立つ適切な会計処理の原則等は異なることになる。したがってその場合には、継続性は存在するどころか、存在してはならず、方法等を変更しなければならないことになる。継続性が存在することが当然のこととされるのは、状況が同一である場合だけにかぎられ

る。したがって会計方針を、適正な財務諸表を作成するに当たって、その時の状況の下において適切な方法等と規定するかぎり、会計の基礎的前提として継続性を挙げることは論理的に矛盾している。状況が変化することを前提とすれば、適切な方法はおのずから前期とは異なることになり、したがって継続性は存在しなくなるからである。」雑誌会計、第107巻、1975年3月号、第3号、P.13（第33回学会報告に最小限修正を施して掲載された論文）

7) 拙著『会計学要論』、中央経済社、1988年12月、PP.114~116

拙著『財務会計論』（改定版）、税務経理協会、1997年7月、PP.54, 55

8) 武田隆二、『最新財務諸表論』（第10版）、このフォーミュラ・アプローチとは、「一般に公正妥当と認められる2つ以上の公式化された——中略——原則を認め、その範囲内で企業の自主的判断に基づき妥当性をもつと考える方法を選択」させる。2005年4月、中央経済社、PP.94, 95（同書、第11版、2008年6月、PP.122, 123）

（脱稿 平成22年5月15日）

（平成22年5月22日受付、平成22年7月20日再提出）